

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和7年7月14日

今治市長 徳永 繁樹



1 業務概要

- (1) 業務名
しまなみアートミュージアム魅力発信による誘客促進および地域活性化業務
- (2) 業務の目的
日本遺産「村上海賊」の知名度とPRキャラクター「タイ長」、VR等のデジタルコンテンツを活用し、「しまなみアートミュージアム」各館への関心と回遊性を高めるとともに、誘客促進、地域の賑わいを創出し、経済活性化を図ることを目的とする。
- (3) 業務内容
詳細は、別紙「しまなみアートミュージアム魅力発信による誘客促進および地域活性化業務仕様書」（以下「仕様書」といいます。）のとおり
- (4) 履行期間
契約締結日から令和8年3月31日まで

2 見積限度額

8,010,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」といいます。）とします。

- (1) 当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

- (6) 当該業務実施年度以前に、種類および規模が概ね同等の業務委託の実績（実施中のものを含む）を有する者。

5 担当部署

今治市役所
総合政策部交流振興局文化振興課
〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
TEL：0898-36-1608 FAX：0898-24-2008
E-MAIL：bunka@imabari-city.jp

6 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

7 実施要領等の配布

下記ホームページからのダウンロードに限ります。
今治市文化振興課（ホームページ）
<https://www.city.imabari.ehime.jp/bunka/>
掲載期間 令和7年7月14日から令和7年7月28日

8 参加表明

(1) 提出期間

令和7年7月14日（月）から令和7年7月28日（月）午後5時15分まで（必着）
ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要（様式第2号）
- ウ 実績調書（様式第3号）

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年8月22日（金）12：00まで（必着）
ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式第6号）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 参考見積書（様式第7号）

(4) 提出部数

ア 正本1部

イ 副本6部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

10 選定方法

選定は、しまなみアートミュージアム魅力発信による誘客促進および地域活性化業務プロポーザル選定委員会が行い、前記6「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を選定します。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書を評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た参加者を選定します。ただし、プロポーザルの参加者が少数である場合など市が適当と判断したときは、第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査及びプレゼンテーション又はヒアリング（以下「プレゼンテーション等」といいます。）による選定を実施することがあります。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、前記6「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーション等の内容で加算点を追加し、得点の高い順に順位を付けます。最高得点を挙げた参加者が2者以上いる場合は、①前記6「評価項目及び評価基準」による(2)「企画提案力」の評価の高い順に、同項目の得点が同じ場合は②(4)「見積金額」のうち、最も安価な提案を行った者を契約候補者として選定します。なお、②の金額が同じ場合は、③選定委員会の多数決によって順位を決定し、本業務の契約候補者を選定するものとします。

なお、プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。

(3) 参加者が1者の場合は、しまなみアートミュージアム魅力発信による誘客促進および地域活性化業務プロポーザル選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。

(4) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。

11 選定結果

(1) 第1次審査

選定結果を書面により通知します。なお、選定された者のみ、選定結果及びヒアリング等を実施する旨を、書面により通知します。

(2) 第2次審査

選定結果を書面により第2次審査の参加者全員に通知します。

12 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合

- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) プロポーザル選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13 その他

(1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできません。

(2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。